官報

廳令

◉総理廳令第六十一号

昭和二十二年勅令第一号公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の施行に関する命令（昭和二十二年内閣総理大臣・内務省令第一号）の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十月十四日

内閣総理大臣　芦田　均

別表第一第七号備考五(4)ロ別表G項該当言論報道関係中「二一六　東海出版社」を削る。

別表第二第三号を次のように改める。

三　法令に基く委員、委員会及び審議会並びにこれらに準ずるもの（都道府県単位以上のもの、公安委員会、教育委員会及び農地委員会にあつてはすべての委員会、検察審査会にあつてはすべての審査会）

同表第四号中「参與」を削り、「委員」を「専門委員」に改める。

同表第五号中「市町村」の次に「並びにその事務の一部を共同処理する市町村組合」を、「市町村長」の次に「警察長、教育長、消防長」を加え、「参與」を削り、「委員」を「専門委員」に改める。

同表第八号中「司法保護協会」の次に「社会保険診療報酬支拂基金」を「損害保険中央会」の次に「水利組合」を加え、

「会長、副会長、社長、副社長、会頭、副会頭、組合長、副組合長、理事長、会長、副会長、委員長、副委員長、理事、常務理事、理事、常務理事、副理事、取締役、監査役、監事、顧問、相談役、専務理事、常任監査役、その他名目の如何にかかわらずこれらの役職員と同等の権限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職員」

右に同じ

「会長、副会長、委員長、副委員長、会員、委員、会員及び審査員」

右に同じ

「参與、幹事並びに業務及び経理に関する最高職員その他名目の如何にかかわらずこれらの役職員と同等の権限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職員」

を

に改める。

別表第三第三号を次のように改める。

三　法令に基く委員並びに中央の委員会、審議会及びこれらに準ずるもの（中央及び数都道府県、単位以上のもの）の会長、副会長、委員長、委員及び職員

同表第五号中「市町村」の次に「並びにその事務の一部を共同処理する市町村組合」を加える。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

◉総理廳令農林省令第十二号

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き昭和二十年勅令第一号の規定による覚書該当者等の地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会の委員への就職禁止に関する件を次のように定める。

昭和二十三年十月十四日

内閣総理大臣　芦田　均

農林大臣　永江一夫

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）の規定による覚書該当者としての指定を受けた者（昭和二十一年勅令第百一号第五條ノ四の規定により、昭和二十二年勅令第一号による覚書該当者としての指定を受けたものとみなされた者を含み、以下覚書該当者という。）は、地方農業調整委員会、市町村農業調整委員会及び地区農業調整委員会（以下農業調整委員会という。）の委員となつてはならない。

第二條　農業調整委員会の委員の職にある者が、覚書該当者となつたときは、その日から二十日以内にその職を辞さなければならない。この期間内に職を辞さない場合においては、二十一日目にその職を失う。

第三條　農業調整委員会の委員の職にある者は、その職務の執行に関し、覚書該当者の指示若しくは勧奨を受けその他覚書該当者と意思を通じ、又は覚書該当者から利益を受け、覚書該当者に代つてその支配を実現するような行爲をしてはならない。

農業調整委員会の委員の職にある者が前項の規定の違反事件に関し起訴されたときは、その者は、その事件が裁判所にかかつている間、その職務の執行をすることができない。

第四條　覚書該当者は、農業調整委員会の委員の職にある者に対し、その職務の執行に関し、指示若しくは勧奨をしその他これらの者と意思を通じ、又はこれに利益を供與し、これらの者をして覚書該当者に代つてその支配を実現するような行爲をさせてはならない。

第五條　第一條、第三條又は第四條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円以下の罰金に処する。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

規則

◉全國選挙管理委員会規則第二十一号

全國選挙管理委員会規則第九号の一部を改正する全國選挙管理委員会規則を次のように定める。

昭和二十三年十月十四日

全國選挙管理委員会委員長　海野　普吉

昭和二十三年全國選挙管理委員会規則第九号の一部を次のように改正する。

「第三項」の下に「又はこれを準用する同法第八十五條第一項」を加え、「都道府県知事の選挙」を「都道府県知事の選挙若しくは解職の投票又は都道府県の議会の解散の投票」に、「選挙事務所（解職の投票又は解散の投票においてこれに相当するものを含む。以下これに同じ。）を五箇所まで」を「選挙事務所を五箇所まで」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

告示

◉総理廳告示第百八十四号

昭和二十三年総理廳告示第百四十六号の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十月十四日

内閣総理大臣　芦田　均

「クラブ税」を「遊興飲食施設利用税」に、「氷菓消費税附加税」を「特別漁業税附加税」に改める。

◉大蔵省告示第三百四十五号

閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第一條、第十一條、第十八條但書及び第二十八條の規定による閉鎖機関の債務の弁済等に関する命令（昭和二十二年総理廳令、外務省令、大蔵省令、商工省令、農林省令、運輸省令、厚生省令、司法省令、第四号）第四條第一項の規定により、左の閉鎖機関を指定する。

昭和二十三年十月十四日

大蔵大臣　北村徳太郎

鳥取縣機織製品株式会社
日本通信機械工業会
日本澱粉株式会社
北海道食糧営團
青森縣食糧営團
宮城縣食糧営團
福島縣食糧営團
東京都食糧営團
岐阜縣食糧営團
愛知縣食糧営團
日本繊維株式会社
帝國油糧株式会社
日本セルロイド統制株式会社
炉材統制株式会社
全國家具統制組合
日本膠統制組合
日本麻類配給統制組合
日本麻製品配給統制組合
全國馬具革具工業統制組合
日本機械雑製品配給統制組合
全國写眞撮影業統制組合
日本生産管理用機械工業統制組合
日本製綿鋲螺工業統制組合
日本皮革統制株式会社
造船統制会
日本特殊林産物統制株式会社
社團法人全國木製品協会
全國木毛製造統制組合
全國帆布製品商工業協同組合連合会
日本金属洋食器工業連合会
針布工業会
日本石炭工業会
金属回收株式会社
日本林業会
日本ダイヤモンド工業会
化成品製造会
硫安製和会
石灰窒素協会
燐酸肥料工業会

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

本文

板硝子工業会
セメント工業会
日本硝子工業会協同組合連合会
日本綿紡績スフ糸商同業会
日本メリヤス工業会
日本足袋工業協同組合
日本縫製工業協同組合
日本タオル工業協同組合
日本蚊帳工業協同組合
日本経編工業協同組合
全國被服工業協同組合連合会
日本既製洋服工業協同組合連合会
全國中等学校服工業協同組合連合会
全國布帛製品工業協同組合連合会
日本ベアリング協会
日本工作機械協会
産業機械工業会
産業車輛工業会
日本電氣機械製造会
日本ポルプコック工業協会

◎大蔵省告示第三百四十六号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財産の返還等に関する勅令（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二條第一項の規定によつて、東洋商事株式会社（横浜市南区東蒔田町八十八番地）に対し、その所有する左記財産を昭和二十三年十一月一日迄にカナディヤン・パシフイツク・スティームシップス・リミテツド（横浜市中区山下町二十一番地）に返還することを命じた。

昭和二十三年十月十四日

大蔵大臣　敦量　北村德太郎

種類　所在地

(一) 土地（宅地）　横浜市中区山下町二百四十五坪四百十五勾

(二) 建物（家屋番号二番の一）　同番地二棟総坪百七十五坪八合七勾

◎大蔵省告示第三百四十七号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財産の返還等に関する勅令（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二條第一項の規定によつて、日本流船株式会社（東京都中央区銀座七丁目二番地）に対し、その所有する左記財産を昭和二十三年十月十四日迄にライジングサン石油株式会社（横浜市中区山下町五十八番地）に返還することを命じた。

昭和二十三年十月十四日

大蔵大臣　敦量　北村德太郎

種類　所在地

(一) 電話加入権　一口　横浜市中区日本大通横浜中央電話局預

◎大蔵省告示第三百四十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第二回新潟縣大福定期預（貯）金の細目等を次のように定める。

昭和二十三年十月十四日

大蔵大臣　北村德太郎

等級　割増金品

特等	花嫁道具	一組
一等	自轉車又はリヤカー	一台
二等	銘仙	一反
三等	皮ぐつ	一足
四等	学童用雨合羽	一枚
五等	純綿手ぬぐい	一本
六等	ちり紙	一、〇〇〇枚
七等	石けん	二箇
割増金	三十五円	
計		

五、抽せん期日　昭和二十三年十二月五日

六、割増金品の支拂開始期日　昭和二十三年十二月十五日

七、預（貯）金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第三百四十九号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する勅令（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二條第一項の規定によつて、左記の者に対し、それぞれその所有する左記財産を昭和二十三年十月十四日迄にライジングサン石油株式会社（横浜市中区山下町五十八番地）に返還することを命じた。

昭和二十三年十月十四日

大蔵大臣　北村德太郎

一、横井産業株式会社（東京都中央区日本橋横山町四番地）

種類　数量　所在地

一九三三年型モリス貨物自動車（機関番号三七七三七）　一台　横浜市鶴見区安善町二丁目四番地

二、閉鎖機関石油配給株式会社（東京都千代田区丸ノ内二丁目二番地）

同（機関番号B・三八五〇六）　一台　同番地

一九三二年型シボレー貨物自動車（機関番号T・七七四一七九）　一台　横浜市鶴見区安善町二丁目四番地

一、名称　第二回新潟縣大福定期預（貯）金

二、條件

(一) 契約期間　一年

(二) 預入金額　一口千円

(三) 利息　附けない。

三、取扱の時期　昭和二十三年十月十五日から同年十一月三十日まで

四、割増金品　預入金額一口毎に一箇の抽せん權を附與し、抽せん權二万箇をもつて一組とし、次の通りとする。

当せんの数	
一等	一、〇〇〇
二等	一、〇〇〇
三等	八、〇〇〇
四等	九、七八五
五等	二〇、〇〇〇

◎運輸省告示第二百八十六号

昭和二十三年十月十五日から、日豊本線苅田行横間に左の停車場を設置し、旅客、手荷物及び小荷物の取扱を開始する。但し、配達の取扱はしない。

昭和二十三年十月十四日

運輸大臣　岡田　勢一

停車場名　所在地　粁

小波瀬（こばせ）　福岡縣京都郡小波瀬村大字新津　苅田、小波瀬間　三粁六分

小波瀬、行橋間　二粁八分

大間埼無線方位信号所（無線標識局）の項通常方位測定区域の欄「A1書間五〇〇粁A2同三〇〇粁」を「A1書間一〇〇粁A2同一〇〇粁」に改める。

正誤

昭和二十三年七月二十九日官報号外公布法律第百九十四号政治資金規正法第三十二條第二項二行「その他の團体」は「その他の團体又はその支部」、第四十六條四行「第百四十三條の規定は」は「第百四十三條の規定は、」の、第四十九條一行「その他の團体」は「その他の團体若しくはその支部」、同法律第百九十五号衆議院議員選挙法の一部を改正する法律中第七十三條の改正規定第一項二行「告示」は「告知」の、第百四十四條ノ三の改正規定「第百四十四條ノ三　削除」は「行頭を一字下げ「第四十四條ノ三を削る。」となるはずの、同法律第百九十六号選挙運動等の臨時特例に関する法律第二十六條第二項中「前項の規定により」は「2　前項の規定により」のいずれも誤り。

なお同九月十五日官報一三四頁三段正誤の項中『次律第百九十四号政治資金規正法第十條中「支出の金額、年月日及び支出の目的を」は「支出の金額、支出の目的及び年月日を」の、第三十五條第一項中「その他の團体又はその支部に対し」は「その他の團体に対し」の、』は削るべきの誤り。

内閣事務官

昭和二十三年九月十五日公布政令第二百九十号物品税法施行規則の一部を改正する政令附則二行「これを施行する。」は「施行する。」の誤り。

昭和二十三年七月二十九日官報号外公布法律第百九十四号政治資金規正法第八條六行「問わず」は「問わず」の、第十三條第一項第一号七行「ものと併せて」は「ものとを併せて」の、第十九條第二項四行「これを」は「これに」の、第二十九條第一項七行「出納責任者」は「出納責任者」の、同日号外公布法律第百九十六号選挙運動等の臨時特例に関する法律第十七條第二項四行「については」は「について」の、第十八條第一項八行「廣告する」は「廣告をする」の、同十七月三十一日公布政令第百九十七号検疫官吏服制別表中「左上部に一個」は「左上部に一個」の、同九月十八日公布政令第二百九十五号度量衡器及び計量器の營業免許及び検定に関する手数料徴收の件の一部を改正する政令の表中一五四頁上段ピベット及ビュレットの下欄「十箇迄」は「十箇迄毎ニ」の、同下段台秤の下欄「五千貫」は「五十貫」の、同一五五頁下段台秤及び棒秤の下欄及び上皿棒秤及十分秤の下欄「ヲ加ヘ定量ニ」は「ヲ加ヘ定量ニ」の、同九月二十二日公布政令第二百九十八号公布國財産上の家屋等の譲渡に関する政令第十二條二行「登記税」は「登録税」の、同九月二十七日公布政令税務職員及び経済調査官の職務の級の分類等に関する政令中初行「政令第百三号」は「政令第三百号」のいずれも誤植

敘任及辞令

◎昭和二十三年九月十四日

選挙管理官　金井　八郎

二級に陞敘する

◎昭和二十三年十月九日

建設事務官　三島　利美

一級に陞敘する

（各通）　運輸事務官　今西良太郎　荒木　修三

総理廳事務官に任命する　商工事務官　毛塚由太郎

二級に敘する

総理廳事務官に兼ねて任命する

二級に敘する

（各通）　逓信技官　岩元　嚴　建設技官　及川　知　同　村井　進

総理廳技官に兼ねて任命する

二級に敘する

総理廳技官　小笠原忠雄

二級に陞敘する

大蔵事務官　鈴木　正志　愛知縣警部　前田政之助　参議院参事　野村　章

（通各）　佐々木文彌　益子　雅　福田　重夫　吉田　倩次　橋本　武雄　前田　豊　八重津利雄　村上　睦夫　慧

経済調査官に任命する

二級に敘する

検察事務官　村岡　周二

法務廳事務官に任命する

二級に敘する

（各通）　法務廳事務官　宝田　龜太郎　深　法務廳技官　井田　潔

文部事務官に任命する

二級に陞敘する

文部事務官　佐久間七郎左衛門

二級に敘する

運輸技官　佐久間七郎左衛門

地方教官　鳥越　良雄　同　野澤　昌康　同　三羽　昌男　中野　郁雄　吉武　高比良喜一　占部　則明　渡邊　信一　曾我部　實　太田　實　畠山　邦夫　太田　穎敏　横湯　温良　木村友三郎　崎上　嘉亀　輝　山岸　光尚

文部教官に任命する

二級に敘する

文部事務官　鈴木　勝司　文部教官　齋藤　ハマ　沼賀　健次

（各通）

地方教官に任命する

二級に陞敘する

地方教官　舟橋　一男　同　平井　勤　同　伊藤　五郎　同　市原　文雄　同　永松　鷹野　貞　伊地知　孝雄　同　若松　浦武　滿武　同　鮫島　龜蔵　三木　喜平　同　宗　起　木原　豪一　同　岡田　幸一　富田　正郎　同　中村　鶴藏　山本　德美　同　西中　嘉悦

二級に陞敘する

厚生技官　阿部　敏雄

願に依り本官を免ずる（十月九日内閣）

総理廳技官　後藤　憲章

統計官に補する

総理廳事務官　今西良太郎　同　荒木　修三

総理廳技官　岩元　嚴　同　及川　知　同　村井　進　小笠原忠雄

（各通）

経済安定本部部員を命ずる

文部事務官　鶴田　憲次　文部教官　山田　鋼一　同　永藤　佳久　佐藤　文治　同　曾我　恒夫　地方教官　森野谷　重　同　加藤　鎮治　同　橋本　忠治　同　吉田新太郎　同　水谷儀一郎　同　高井　喜久　同　佐々木　弘　同　河合　總平　同　橋本　直泰

経済調査官　柴田　敏宏　同　渡辺　信一　同　崎山　義雄　同　高比良喜一　同　太田　實

札幌管区経済調査勤務を命ずる

（各通）　同　出村　久之　同　秋山照二　同　伊藤　佳後　同　重松　正

札幌地方経済調査廳勤務を命ずる

（各通）　同　浅野　茂作　同　御矢　宇一

旭川地方経済調査廳勤務を命ずる

同　松尾　政喜

旭川地方経済調査廳第二部長を命ずる

同　管野　實

函館地方経済調査廳勤務を命ずる

同　森田　暨安　同　鵜飼　滋山　同　神谷　小平　圭馬

（各通）

名古屋管区経済調査廳勤務を命ずる

同　伊藤　嚴　同　曾我　利夫　同　福田　豊矢

愛知地方経済調査廳勤務を命ずる

同　大田　健司

静岡地方経済調査廳勤務を命ずる

同　辻　義雄　同　金江　有智

（各通）

石川地方経済調査廳勤務を命ずる

同　新江精太郎

京都地方経済調査廳勤務を命ずる

同　中田　吉壽

廣島地方経済調査廳勤務を命ずる

同　遊佐谷　透　同　三澤　清香

（各通）

仙台管区経済調査廳勤務を命ずる

同　久　宮城地方経済調査廳勤務を命ずる

同　及川　文男　同　武田　文明

福岡管区経済調査廳勤務を命ずる

同　尼形　德松

総理廳事務官

仙台管区経済調査廳勤務を命ずる

同　板倉　公　同　佐藤　仁

廣島地方経済調査廳勤務を命ずる

同　吉田　新太郎　同　橋本　忠治　同　高井　喜久　同　中野　藤八

上十月六日中央経済調査廳

経済調査官　原　吉雄

仙台管区経済調査廳勤務を命ずる

同　水谷儀一郎　同　中野　藤八

札幌管区経済調査廳勤務を命ずる

同　矢尼板三樹郎

旭川地方経済調査廳勤務を命ずる

同　岩崎彌兵衛

函館地方経済調査廳勤務を命ずる

同　崎山　義雄

函館地方経済調査廳長事務取扱を免ずる

富山地方経済調査廳勤務を命ずる

同　早坂　礼二　同　大澤　善一　同　関　嘉光　同　吉田　公平

（各通）

東京管区経済調査廳勤務を命ずる

同　池村　久一

埼玉地方経済調査廳勤務を命ずる

同　雲　一雄

新潟地方経済調査廳勤務を命ずる

同　板木　育

栃木地方経済調査廳勤務を命ずる

福田　祐一

福島地方経済調査廳長を命ずる（以上十月一日付）

外務事務官　矢口　麓藏

十二級三号俸を給する

條約局勤務を命ずる（十月六日外務省）

岡山地方検察廳　川又甚一郎

廳検事正検事

廣島高等検察廳検事に兼補する

同　早坂　礼二

廣島高等検察廳岡山支部兼務を命ずる

同　大澤　善一

廣島高等検察廳岡山支部長を命ずる

同　関　嘉光

佐世保刑務所長に補する

法務廳事務官　三重野繁馬

山形刑務所長に補する

同　上澤　隆

小倉刑務所長に補する

同　今村　初次

栃木刑務所長に補する

同　津川　駿吉

新光学院長に補する

同　小川　洋

和歌山刑務所勤務を命ずる

同　德永　方作

大阪刑務所勤務を命ずる

同　彌永　熊雄

宮城刑務所勤務を命ずる

同　鳴村　寛

豊多摩刑務所勤務を命ずる

同　宮田　誠

宮城刑務所兼務を命ずる

同　柴田　四郎

（各通）

新光学院勤務を命ずる

同　奥村　祐誠

栃木刑務所勤務を命ずる

同　河西　澄

山形刑務所勤務を命ずる

同　木村　春達

（以上十月一日法務廳）

法務 652526 本文

彙報

○官廳事項

◎**処務細則の一部改正**　長野縣において、管中処務細則の一部を改正し、総務部の総務課、庶務課を廃止し、同部に総務課、財政課を新設し、十月一日から施行した。

○司法

◎**弁護士名簿登録取消**　昭和二十三年七月中の弁護士名簿登録取消の追加分は左の通り（法務廳）

月日	事由	所属弁護士会	氏名
七月一九	請求	横浜	酒巻貞一郎
三〇	同	宮崎	新納時人
同	同	福岡	陳嘯江
三一	同	大阪	五郎
同	同	奈良	佐藤一郎

國会

○衆議院

◎**衆議院規則中改正**　十月十一日衆議院において議決した衆議院規則中改正は、次の通りである。

衆議院規則の一部を次のように改める。

第九十二條　各常任委員会の委員の員数及びその所管は、左の通りとする。但し、議院の議決によりその員数を増減し又はその所管を変更することができる。

一　内閣委員会　二十五人
内閣官房の所管に属する事項
2　行政管理廳の所管に属する事項
3　宮内府の所管に属する事項
4　他の常任委員会の所管に属さない総理廳の所管に属する事項
二　人事委員会　二十五人
1　臨時人事委員会の所管に属する事項
三　地方行政委員会　二十五人
1　地方公共團体に関する事項
2　地方財政委員会の所管に属する事項
3　全國選挙管理委員会の所管に属する事項
4　公安委員会の所管に属する事項
5　消防に関する事項
四　経済安定委員会　二十五人
1　経済安定本部の所管に属する事項
2　公正取引委員会の所管に属する事項
3　物價廳の所管に属する事項
4　経済調査廳の所管に属する事項
五　法務委員会　二十五人
1　法務廳の所管に属する事項
2　裁判所の司法行政に関する事項
六　外務委員会　二十五人
1　外務省の所管に属する事項
2　賠償廳の所管に属する事項
3　連絡調整事務局の所管に属する事項
七　大藏委員会　二十五人
1　大藏省の所管に属する事項（予算委員会及び決算委員会の所管に属する事項を除く。）
八　文部委員会　二十五人
1　文部省の所管に属する事項
2　教育委員会の所管に属する事項
3　新聞出版用紙割当事務廳の所管に属する事項
九　厚生委員会　二十五人
1　厚生省の所管に属する事項
十　商工委員会　二十五人
1　商工省の所管に属する事項
十一　農林委員会　二十五人
1　農林省の所管に属する事項（水産廳の所管に属する事項を除く。）
十二　水産委員会　二十五人
1　水産廳の所管に属する事項
十三　運輸委員会　二十五人
1　運輸省の所管に属する事項
十四　通信委員会　二十五人
1　通信省の所管に属する事項
十五　労働委員会　二十五人
1　労働省の所管に属する事項
十六　建設委員会　二十五人
1　建設省の所管に属する事項
2　特別調達廳の所管に属する事項
十七　予算委員会　五十一人
十八　決算委員会　二十五人

第九十六條　削除
第百二十二條　削除
第百五十五條の二　大臣名投票を行う場合、議長において時間を制限したときは、議長は、その時間内に投票しない者を棄権したものとみなすことができる。

◎**通知書受領**　十月七日芦田内閣総理大臣から次の通り通知があった。

昭和二十三年十月七日

内閣総理大臣　芦田　均

衆議院議長　松岡　駒吉殿

衆議院議長、本日、総辞職をすることに決定いたしましたから、國会法第六十四條によつて、この旨、通知いたします。

◎**議員死去及び弔詞**　十月四日長崎縣第一区選出議員本田英作君が死去されたので、同月七日本院は次の弔詞を贈った。

衆議院ハ議員本田英作君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

◎**議事日程**　十月十一日の議事日程は次の通り。

議事日程　第一号
昭和二十三年十月十一日（月曜日）
午前十時開議
第一　議席の指定
第二　常任委員の選任
第三　常任委員長の選挙
第四　会期の件
第五　内閣総理大臣の指名

○参議院

◎**議事日程**　十月十三日の議事日程は左の通り。

議事日程　第三号
昭和二十三年十月十三日（水曜日）
午前十時開議
第一　内閣総理大臣の指名

地方行政

◎**縣議会**　千葉縣において十月十六日定例縣議会を招集する。（千葉縣）●九月二十二日招集の定例滋賀縣議会は議事が結了したので同二十八日閉会した。（滋賀縣）

廣告

○証票無効

労働基準監督官証票番号	交付年月日	
小山　一	昭和二十二年九月一日	同右
松橋　專三	昭和二十二年十一月一日	同右
本木　富雄	昭和二十二年十一月一日	同右
長野　長雄	昭和二十二年九月七日	同右
安原　英道	昭和二十二年十一月一日	同右
石原　一男	昭和二十二年十一月三十一日	同右
牛沢　美德	昭和二十二年十一月五日	同右
坂下　孝則	昭和二十二年十一月十七日	同右
中野　敏信	昭和二十二年十一月二十七日	同右
伊藤　清	昭和二十三年一月十五日	同右
長田　一雄	昭和二十三年二月二十九日	同右
上村　二〇一九	昭和二十三年二月二十九日	同右

右の労働基準監督官証票は亡失のため無効とする。

昭和二十三年十月　労働省

○鉱業財團

高崎市常盤町一三二番地興亜炭鑛株式会社から高崎市大字乗附地内に所有する採掘権登録番号第四二号、第一〇四号の鉱業権及び前同所鉱業用の鉱業所に属する土地、建物、工作物並びに機械器具等に対し鉱業財團組成のため所有権保存の申請があつたから右財團に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当廳に申し出られたい。

但し、工場財團に属すべきものの目録は当廳に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十三年十月十四日

仙台司法事務局高崎出張所

○工場財團

塩竈市字港無番地東北水産株式会社から同会社所有の工場に属する造物並びに機械器具に対し工場財團組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財團に属する動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当廳に申し出られたい。

但し、鉱業財團に属すべきものの目録は当廳に備付あり関係者の閲覧に供する。

昭和二十三年十月十四日

前橋司法事務局高崎出張所

○工場財團

塩竈市字港無番地東北水産株式会社から同会社所有の工場に属する造物並びに機械器具に対し工場財團組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財團に属する動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当廳に申し出られたい。

但し、鉱業財團に属すべきものの目録は当廳に備付てあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十三年十月十四日

仙台司法事務局石巻出張所

◎不在者の財産管理人選任

本籍並びに最後の住所山形縣東置賜郡吉野村大字荻千百十八番地　不在者　加藤喜八郎　大正九年四月九日生

右は昭和二十年三月二十日應召以來音信不通其の生死不明なので山形縣東置賜郡吉野村大字荻百十七番地加藤太右衛門の申立により当裁判所は右不在者の財産管理人に左の者を選任した。

山形縣東置賜郡吉野村大字荻百十七番地　加藤太右衛門
昭和二十三年九月十七日
米沢家事審判所
家事審判官　猪股　薫

◎禁治産宣告

本籍並びに住所山梨縣東八代郡柏村下曽根六十四番地　曽根勘左衛門　明治三十一年十月五日生

右に対し山梨縣東八代郡柏村下曽根六十四番地妻曽根春枝の申立に因り当裁判所は右曽根勘左衛門は心神喪失の常況に在る者と認めて昭和二十二年十二月二十七日禁治産の宣告をした。

昭和二十二年十二月二十七日
甲府地方裁判所

本籍及住所能本縣八代市日置町四百六十九番地　小田　健男　明治四十年一月二日生

右に対し霎子小田賀彦の申立に因り当裁判所は昭和二十三年七月十五日禁治産の宣告をした。

昭和二十三年七月十五日
八代家事審判所

◎準禁治産宣告

本籍並住所福岡縣嘉穂郡鎮西村大字八木山二千四百八十三番地　綱分　國夫

大正七年九月十四日生

右に対し同所同番地綱分善作の申立により当家事審判所は昭和二十三年九月四日準禁治産の宣告をした。

昭和二十三年九月四日
飯塚家事審判所

本籍福岡縣飯塚市大字飯塚四百十五番地　古賀　勝美　大正八年七月二十二日生

右に対し同番地古賀益吉の申立により当家事審判所は昭和二十三年九月四日準禁治産の宣告をした。

昭和二十三年九月四日
飯塚家事審判所

本籍並びに住所廣島縣豊田郡久友村大字沖友千五百五十八番地の一　藤山アキヨ

右申立に係る昭和二十三年（家）第九号準禁治産宣告事件につき当裁判所は申立を理由あるものと認め次の通り決定する。

本籍廣島縣豊田郡久友村大字沖友千五百五十八番地の一藤山德儀の準禁治産を宣告する。豊田郡久友村大字沖友百六十八番地藤田龍之を右準禁治産者藤山德儀の保佐人に選任する。

昭和二十三年七月九日
竹原家事審判所
家事審判官　西田勝吾

本籍廣島縣竹原市茂郡賀永村字仁賀一七一番地、住所同郡竹原町扇町一四四九番地の一　中立人　大石　太郎

右中立に係る昭和二十三年（家）第九六号準禁治産宣告事件につき当裁判所は申立を理由あるものと認め次の通り決定する。

本籍廣島縣賀茂郡賀永村字仁賀一二七一番地大石典子の準禁治産を宣告する。本籍同上住所同郡竹原町一四四九の八番地大石太郎を大石典子の保佐人に選任する。

昭和二十三年七月二十七日
竹原家事審判所
家事審判官　西田勝吾

本籍德島縣勝浦郡多家良村大字本庄字丈領三十四番地、住所德島市秋田町一丁目　大正七年七月七日生　勢山　義雄

右の者に対し德島縣勝浦郡多家良村大字本庄字丈領三十四番地父勢山紬二郎の申立により当裁判所は昭和二十三年八月十一日準禁治産の宣告をなしたり。

昭和二十三年八月十一日
德島家事審判所

本籍並住所愛媛縣温泉郡拝志村大字上林甲二千七百二十三番地　渡部　恒一　明治四十一年七月五日生

右要渡部タエ子の申立に因り浪費者と認め準禁治産の宣告をなした。

昭和二十三年七月十三日
松山家事審判所

◎準禁治産宣告取消

本籍並住所廣島縣安芸郡矢野町大字下村三七番地　鴨田　正二　大正二年二月一日生

右の者に対し昭和十六年四月三十日準禁治産宣告をなしたるも其の原因なくなつたと認めて之を取消す。

昭和二十三年七月七日
岡山家事審判所
家事審判官　渡辺藤衛

本籍並住所埼玉縣黒浜村大字黒浜二九二七　野口　直司　大正九年十月十七日生

右の者に対し昭和十六年三月二十日宣告は同人の保佐人である夾谷野口茂助の申立により其の原因が止んだものと認めて之を取消す。

昭和二十三年七月十二日
越ヶ谷家事審判所
家事審判官　堀江　金治

宮城縣加美郡廣原村下多田川字百沢七番地　門脇　文治　大正二年四月十日生

右の者に対し昭和十四年四月十日古川区裁判所の宣告した準禁治産は父元治の申立により昭和二十三年七月七日之を取消した。

昭和二十三年七月
古川家事審判所
家事審判官　渡辺藤衛

本籍並住所福岡縣三重郡小山田村大字小山田二八八五番地の二　伊藤　初男　大正十年三月三十一日生

右に対し昭和二十一年八月九日四日市区裁判所でなした準禁治産宣告は伊藤房吉の申立により昭和二十三年七月二十三日これを取消した。

昭和二十三年七月二十三日
四日市家事審判所

本籍並住所廣島縣神石郡豊松村大字上豊松二百四十五番地の三　大内　聖

右の者に対し大正十一年二月二十八日生山区裁判所が爲した準禁治産宣告は大内章の申立により四和二十三年七月二十日これを取消した。

昭和二十三年七月二十日
綱山家事審判所

本籍及び住所筑波郡十和村大字上長沼一四五〇番地　飯田　久治　明治二十八年五月一日生

右に対し昭和十一年九月十六日土浦区裁判所の宣告した準禁治産は母飯田せんの申立に因り昭和二十三年八月十六日これを取り消した。

昭和二十三年八月十六日
下妻家事審判所

◎公示送達

本籍朝鮮を羅南道鏡洲島浴洲邑三陽里一区、住居滋賀縣神崎郡能登川町大字猪子早川鼻泰方　被告人　金城　哲夫　昭和二年九月四日生

右食糧管理法違反被告事件に付き昭和二十三年十二月十三日午前九時公判開廷するから当廳刑事法廷に出頭せられたい。

召喚に應じないときは刑事訴訟法第八十六條により勾引状を発することがある。

昭和二十三年九月二十八日
大津地方裁判所　判事　上村清輝

本籍朝鮮以下不詳、住居京都市下京区東九條大石橋西町六十四番地　西村花子事　被告人　朴　筵　当十六年

右食糧管理法違反被告事件に付き昭和二十三年十二月十三日午前九時公判開廷するから当廳刑事法廷に出頭せられたい。

召喚に應じないときは刑事訴訟法第八十六條により勾引状を発することがある。

昭和二十三年九月二十八日
大津地方裁判所　判事　上村清輝

本籍京都市下京区堀川通リ下ル二の一番地　住居不定　被告人　山口　清　当二十一年

右窃盗被告事件に付き昭和二十三年十二月十三日午前九時公判開廷するから当廳刑事法廷に出頭せられたい。

召喚に應じないときは刑事訴訟法第八十六條により勾引状を発することがある。

昭和二十三年九月二十八日
大津地方裁判所　判事　上村清輝

◎除権判決

昭和二十二年（ヘ）第一〇三号
横浜市中区間門町一丁目二十七番地　中立人　山本藤次郎

別紙目録表示の株券は付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月十九日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年七月八日
東京地方裁判所
判事　笠野英雄

（別紙）　目録

一、小田急電鉄株式会社発行株式十株券一枚　記号番号　合五第一〇八三四号　額面　金五百円也　金五千円也

一株の金額　金五千円也

一株に付拂込金　三十七円五十銭也

発行日　昭和十六年四月五日

二、同会社発行株式十株券一枚　記号番号　か第一〇九五四号　額面　金五百円也　金五千円也

一株の金額　金五千円也

一株に付拂込金　三十七円五十銭也

発行日　昭和十六年四月五日

以上各株主　山本傳次郎

最後の所持人　山本傳次郎

昭和二十二年（ヘ）第一一五号

神奈川縣鎌倉市大町二百二十六番地　無夫　安川泰子事　中立人　安川　タイ

別紙目録表示の株券は爲した処昭和二十三年一月十九日午前十時の期日迄に立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月十九日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するもの

官報 6526号

がなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和四十七年七月八日
東京地方裁判所
判事　佐野英雄

（別紙）　目　錄
一、日本特殊鋼管株式会社発行株式五十株券一枚
記号番号　ろ号第四九四号
額面　金二千五百円也
一株の金額　金五十円也（全額拂込済）
発行日　昭和十年三月十日
二、同会社発行株式十株券五枚
記号番号　イ号第三六九号、ハ号第三七〇号、ハ号第七五四号、ハ号第九二〇号、ハ号第三三五七号
額面　金五百円也
一株の金額　金五十円也（全額拂込済）
発行日　昭和十年三月十日
以上各株式の
最終株主　安川泰子
最終の所持人　安川泰子・事安川タイ
昭和二十二年（ハ）第二四四号
東京都武蔵野市吉祥寺二六七一
別紙目錄表示の株券に付申立人昭和二十三年一月二十三日午前十時の期日迄に権利を届出て且右の株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年七月八日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　錄
一、日本発送電株式会社株式一株券七枚、十株券一枚
記号番号　イ株券は甲自第三五九三八号至第三七九五四四号、十株券は乙第三九五五四四号
発行日　昭和十六年十一月三十日
発行者　日本発送電株式会社
二、関東配電株式会社株式一株券五枚、十株券九枚、五十株券一枚
記号番号　イ株券は甲自〇四六三七八、十株券甲ろ自〇四六三七八、十株券甲は〇二六八一九、五十株券甲は〇二六八一九、五十株券甲は〇二六八一九、五

(二)前同会社発行株式十株券一枚
記号番号　ゆ号丙第五九一〇〇号
額面　金五百円
拂込金額　全額
発行年月日　昭和十年十二月二十二日
最終株主名義人　相川ぬい
(三)日本曹達株式会社発行株式十株券一枚
記号番号　鋼新呂湾九八七号
額面　金五百円
拂込金額　全額
最終株主名義人　相川ぬい

昭和二十二年(へ)第二四八号
東京都北区袋町二丁目百十五番地
申立人　疋田　英子
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十三日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年七月十三日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

(別紙)
目録
王子製紙株式会社発行五十株券一枚
一株の額面　金五十円にして全額拂込済
記号番号　は八五八号
最終株主名義人　疋田英子
最終の所持人　同人

昭和二十二年(へ)第二七六号
東京都北多摩郡町田町原町田二百十四番地
高正方
申立人　北川　鶴吉
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十三日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年七月十三日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

(別紙)
目録
一三菱製鋼株式会社株式五十株券一枚
額面　金二千五百円也
一株の金額　金五十円全額拂込済
記号番号　い丁第一一四九号
最終株主　北川鶴吉
一同上会社株式十株券五枚
額面　合計金二千五百円也
一株の金額　金五十円全額拂込済
記号番号　自い丙第八八六号至い丙第八九〇号
最終株主　北川鶴吉

昭和二十二年(へ)第三一二号
岡山市國富瓶井町四百九十四番地
申立人　坪井　堅
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十三日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年七月十三日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

(別紙)
目録
日本水産株式会社新株式五十株券一枚
株券額面　金二千五百円也
一株に付拂込額　金二十五円也(半額拂込済)
記号及番号　丙第二八一九号
発行者　日本海洋漁業統制株式会社
社長田村啓三
最終名義人　坪井善次郎
理研工業株式会社旧株式十株券六枚
株券額面　金五百円也
一株に付拂込額　金五十円也(全額拂込済)
記号及番号　ゆ丙九三四六、九三四七、九三四八号　ゆ丙九三四九、九三五〇、一五五八一号
発行者　理研工業株式会社取締役社長吉見靜一
最終名義人　坪井堅

昭和二十二年(へ)第三四八号
東京都中野区本町六丁目九番地
申立人　大橋貫一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年七月十三日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

(別紙)
目録
株券目録表示の株券二枚(イ)旧五十株券一枚(ロ)旧十株券二枚(ハ)新一株券八枚(ホ)新十株券二枚(ニ)新五十株券一枚
(イ)甲第一二九八三号、甲自第一〇七五一六号至第一一二号(ロ)乙自第七八三九一号至第七八三九二号(ハ)丙第三五四号(ニ)い自第一一六九七六号至第一一六九八五号(ホ)ろ自第四七七七〇号(ヘ)は第一六九八三号(ホ)ろ自第四七七七〇号至第六八七六号

一額面　金五十円(一株券分)、金五百円(十株券分)　五十円也(全額拂込済)
一株の金額
最終の株主名義人　大橋貫一

昭和二十二年(へ)第七五九号
東京都武蔵野市西窪四〇一番地
申立人　野口　タケ
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年二月十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年七月十三日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

(別紙)
目録
松竹株式会社株式一株券二枚
一株券記号番号　ほ甲自第一〇五一一号至第一〇五一二号
一株券発行者　松竹株式会社取締役社長大谷竹次郎
発行日　昭和十二年四月二十日
一額面　金一百円也
一拂込金額　半額拂込済
一株主　野口タケ

昭和二十二年(へ)第七六〇号
四日市市日永天白町森大薬局内
申立人　森　光軍三
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年一月十日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年七月十三日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

(別紙)
目録
鐘淵工業株式会社株式(イ)旧一株券六枚(ロ)旧十株券二枚(ハ)旧五十株券一枚(ニ)新一株券八枚(ホ)新十株券二枚
(イ)甲第一二九八三五号、甲自第一〇七五一六号至第一一二号(ロ)乙自第七八三九一号至第七八三九二号(ハ)丙第三五四号(ニ)い自第一一六九七六号至第一一六九八五号(ホ)ろ自第四七七七〇号(ヘ)は第一六九八六八七六号

一株券発行者　鐘淵工業株式会社取締役社長津田信吾
発行日　昭和十九年二月一日
一額面　(イ)(ニ)金五十円也(ロ)(ホ)金五百円也(ハ)(ヘ)二千五百円也
拂込金額　(イ)(ロ)(ハ)全額拂込済　(ニ)(ホ)(ヘ)半額拂込済
一株主　森英三

昭和二十二年(へ)第七四〇号
東京都大田区調布鵜ノ木町四三〇番地
申立人　天明　三吉
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十三年二月十日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年七月十五日
東京地方裁判所
裁判官　佐野英雄

(別紙)
株券目録
大日本酒麦株式会社発行株式十株券五通
一記号番号　乙三三、四一一一、二五六〇六、二六五七九、三二三七九号
一額面　金五百円
一一株の金額　五十円(一株に付十二円五十銭拂込)
最終の株主名義人　天明三吉

昭和二十一年(へ)第二八四二号
岐阜縣羽茂郡高田町大字高田八十九番地の三
申立人　木原　靜代
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を爲した処昭和二十二年七月二十八日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年七月十七日
東京地方裁判所民事部
裁判事　佐野英雄

(別紙)
目録
日本発送電株式会社株式十株券一枚
但額面　金五百円
一株に付拂込金額　金十二円五十銭
記号番号　ろ乙第二八三七三号
最終株主　木原靜代

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外　九月二十八日発行物價官二十二号、廣告八頁
定價　一ヶ月　百五十円　送料　実費
廣告料　本会告　八ポイント　一行　十七字詰　百　円
一般廣告　八ポイント　一行　十四字詰　八十　円
発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇
図書課
(國定規格A4判)

◉債権調査特別期日
東京都大田区大森四丁目九十番地
破産者　大熊　俾雄
右破産者に対する昭和二十三年(フ)第二号破産事件につき債権届出期間経過後に届け出た債権の調査のため債権調査の特別期日を昭和二十三年十一月四日午前十時と定める。
昭和二十三年十月九日
東京地方裁判所民事第十五部
判事　飯山悦治

◉復権申立
本籍三重縣桑名郡楠村大字千倉千三百七十二番地、住所三重縣桑名市門前町南百二十四番地の一
破産者　金森　俊二
一、右の者昭和二十三年九月十八日当裁判所に復権の申立をなしたり。
一、復権申立に関する書類は利害関係人の閲覧に供するため当裁判所にこれを備え置く。
一、債権者は本公告ありたる日より三箇月内に復権の申立に対し異議を申し立つることを得
昭和二十三年十月七日
津地方裁判所四日市支部

正誤
昭和二十三年十月十三日本欄公示催告の項中一〇四頁一段二十一行「直結酒造組合」は「眞結酒造組合」の誤植

公債償還公告
来る九月一日償還すべき当市公債は抽籤の結果左記の通り当籤せり。
第一回坂出市公債
一千円券　第六十号
一百円券　第五十一号
第二回坂出市水道費公債
五千円券　第二十号
一千円券　第三十九号、第四十号、第四十一号
五百円券　第五十九号、第六十号、第六十七号、第六十一号、第六十二号、第六十四号
一百円券
織田興業株式会社
昭和二十三年八月
坂出市長　鎌田　正光

官報 6526